

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

参照用住記データベースの情報項目の追加
について

(企画調整局)



神戸市参区第1243号
平成27年10月6日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜進



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

共通基盤システムへの住記情報の追加提供について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部区政振興課

共通基盤システムへの住記情報の追加提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【データ項目】

(特定個人情報項目)

制度個人番号 (本人に通知される国が定めた1個人に1つの番号)



神企情第3143号
平成27年9月4日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

共通基盤システム 参照用住記データベースの
情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局情報化推進部

共通基盤システム 参照用住記データベースの
情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(特定個人情報項目)

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 制度個人番号 | (本人に通知される国が定めた1個人に1つの番号) |
| 統合宛名番号 | (中間サーバと団体間でのシステム連携に利用する制度個人番号に紐付いた番号) |

共通基盤システム 参照用住記データベースの情報項目の追加について

1. 趣旨・概要

平成 25 年 5 月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）等に基づく社会保障・税番号制度の施行により、平成 28 年 1 月から順次、制度個人番号（マイナンバー）と、制度個人番号と紐付いた個人を一意に特定する番号である統合宛名番号を業務システムに連携する必要がある。

制度個人番号とは、番号法第 7 条に定められた、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を J-Lis（地方公共団体情報システム機構）が指定するものであり、原則として一度指定された制度個人番号は生涯変わらない。

神戸市の住民についての制度個人番号を取得するのは新住記システムであり、統合宛名番号の付番・管理を行うのは統合宛名システムである。

それらの 2 つのシステムから連携される番号情報を、共通基盤システムの参照用住記データベースで一元管理することにより、情報の正確性及び同期性を担保し、業務システムへの効率的な特定個人情報を含む住民情報の提供を行う。

2. システムの構成

（1）参照用住記データベース

新住記システムより連携される住民異動情報を累積し、業務システムが参照可能な住民情報データベース。新住記システムから連携される住民情報異動ファイル（新住記異動ファイル）より住民情報の更新を行う。

（2）業務システム用住記異動ファイル

参照用住記データベースの更新結果より生成する業務システム用の住民情報異動ファイル。日々の住民異動の差分を業務システムに通知するために用いられる。

（3）業務システム用住記マスターファイル

月末時点での最新状態の住民情報のみを抽出した住民情報ファイル。月次・年次・臨時処理等、日々の住民異動の差分ファイルを必要としない場合に用いられる。

3. 効果

業務システムが参照する特定個人情報を含む住民情報を一元管理することにより、情報提供の正確性・同期性を確保する。

特定個人情報項目について参照権限を制御することによって、個人情報保護の担保を図る。

共通基盤システムを通して機械的に連携することで、制度個人番号・統合宛名番号の検索作業及び入力作業の省力化と正確化に加え、各業務システムにおける当該情報の同

期性を担保することができる。

4. スケジュール

- ～平成 27 年 9 月 共通基盤システム改修・テスト
- 平成 27 年 10 月～ 新住記システムから制度個人番号の連携を開始
統合宛名システムとの連携を開始
- 平成 28 年 1 月～ サーバー系業務システムとの情報連携を順次開始
- 平成 29 年 1 月～ ホストからサーバー化した業務システムとの情報連携開始

5. 処理件数

参照用住記データベース（項目追加対象件数） 約 1,540,000 件

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。また、当該システムの保守運用については、契約に基づき、委託事業者にも上記条例等の趣旨を徹底させる。

(1) システム上の保護

- 運用監視端末は施錠可能な場所に設置し、職員または運用委託事業者以外の者が操作できないよう、パスワードによる制限を設ける。
- 業務システムへの情報提供は基幹系ネットワーク内のみで行い、接続承認を行った特定のサーバー以外との通信を行わないよう制御する。
- 共通基盤システム上ではオンライン画面は保有せず、データメンテナンスを行う際には、操作者権限により使用者を制限したメンテナンスツールを使用し、データの管理を行う。
- 外部記録媒体へのデータ書き込みが行われないよう、USB や DVD マルチドライブ等のデバイス制御を実施する。
- ハードコピーや帳票印刷が行われないよう、プリンタを接続しない。また、プリンタドライバ等のインストールが行えないよう制御する。
- 特定個人情報項目について、参照権限の無い業務への提供は行わない。

(2) 運用上の保護

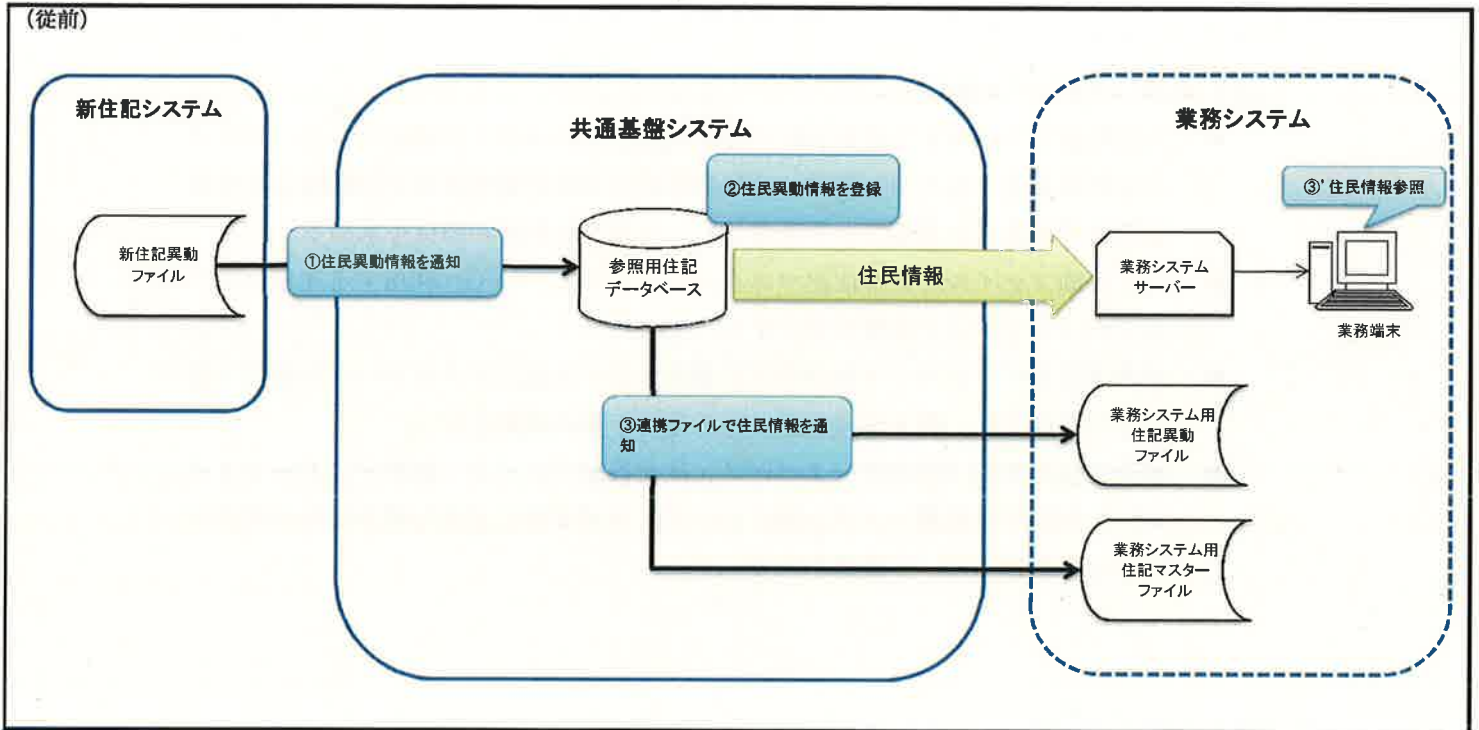
- 操作者権限の適切な設定により、運用監視端末からデータの参照・修正を行える者を制限する。
- データ修正を行う場合は、情報化推進部事務室内設置の運用監視端末から、職員立会いのもと操作を行う。
- パスワードは、アルファベットと数字を組み合わせた 8 桁以上のものとし、定期的に変更する。

(3) 業務システムへの制限

- 共通基盤システムより提供される住記異動ファイルおよび住記マスターファイルを利用するにあたり、事前に市民参画推進局参画推進部区政振興課より住記情報使用の許可を得ることを条件とし、当該許可書面の添付を求める。
- 住記異動ファイルおよび住記マスターファイルについて、利用する業務システムでのバックアップ取得を禁止する。
- 参照用住記データベースを利用する業務システム側でアクセスログを取得することを条件とし、個人情報保護に係る運用手順の確認を行う。
- 参照用住記情報（住記データベース・住記異動ファイル・住記マスターファイル）を利用する業務システム側において、当該業務に必要な項目以外の利用ができない措置について確認を行う。

【別紙】参照用住記データベースの情報項目の追加について

(従前)



(特定個人情報項目追加後)

